

## 平成29年7月の大雨による災害により被災した被保険者等に 係る一部負担金等の取り扱いについて

平成29年7月の大雨による災害により被災された方々で一定要件に該当する場合は、保険医療機関等での一部負担金等の支払いを猶予することができます。

なお、支払い猶予をご希望された方につきましては、保険医療機関等への支払いに代えて、後日当健康保険組合が被保険者から直接徴収することになります。

### ・適用市町村について

別添のとおり

詳しくは東京都電気工事健康保険組合 給付課(03-3861-1853)までお問い合わせください。



平成 29 年 7 月 28 日  
内閣府（防災担当）

## 平成 29 年 7 月 22 日からの大雨による災害にかかる 災害救助法の適用について【第 1 報】

### 1. 災害の概要

平成 29 年 7 月 22 日からの大雨による災害により、住家に多数の被害が生じたため、秋田県は 1 市に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	人的被害（人）			住家被害（世帯）					備 考
		死者	行方 不明	負傷	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 損壊	
【秋田県】 大仙市 (だいせんし)	7 月 22 日						305	399		災害救助法 施行令第 1 条第 1 項第 1 号適用

(注) 上記の被害状況の数値は、平成 29 年 7 月 27 日（木）19 時現在の秋田県からの報告による。

(同数値は、今後の調査によって変動することがある。)

### 2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問合せ先  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者行政担当）付  
園部、堀田、原田  
TEL 03-5253-2111（内線 51359）  
03-3593-2849（直通）

平成29年7月6日  
内閣府（防災担当）平成29年7月5日からの大雨による災害にかかる  
災害救助法の適用について【第1報】

## 1. 災害の概要

平成29年7月5日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、福岡県は2市村、大分県は2市に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【福岡県】 朝倉市 (あさくらし) 朝倉郡東峰村 (あさくらぐんとうほうむら)	7月5日	平成29年7月5日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
【大分県】 日田市 (ひたし) 中津市 (なかつし)	7月5日	平成29年7月5日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

## 2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問い合わせ先  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者行政担当）付  
高相、佐藤、原田  
TEL 03-5253-2111（内線51359）  
03-3593-2849（直通）